

【機密性 2】

最高裁総訟第 370 号

令和 6 年 7 月 16 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

秘匿に関する申立て等がされた場合における事件情報の e 事
件管理システムへの入力について（指示）

標記の入力について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

令和 6 年 7 月 2 日付け最高裁総三第 212 号事務総長通達「秘匿に関する申立て等がされた場合における事件情報の e 事件管理システムへの入力について」（以下「入力通達」という。）の定めは、最高裁判所における e 事件管理システムへの入力について準用する。この場合において、入力通達中「総務局長」とあるのは「大法廷首席書記官」と読み替えるものとする。

付 記

この指示は、令和 6 年 7 月 16 日から実施する。